

改正案

現行

| | |
|---|---|
| <p>○無線設備規則第四十九条の二十八第一項第一号イ(1)等の規定に基づく広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件</p> <p>(平成十九年十一月二十九日) (総務省告示第六百五十一号)</p> <p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信バースト長が五ミリ秒のものの無線設備</p> <p>1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。</p> <p>2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。</p> <p>3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。</p> | <p>○無線設備規則第四十九条の二十八第一項第一号イ(1)等の規定に基づく広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件</p> <p>(平成十九年十一月二十九日) (総務省告示第六百五十一号)</p> <p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信バースト長が五ミリ秒のものの無線設備</p> <p>1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 陸上移動中継局の送信装置 基地局へ送信する場合にあつては(二)の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。</p> <p>2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 陸上移動中継局の送信装置 基地局へ送信する場合にあつては(二)の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。</p> <p>3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。</p> |
|---|---|

(一)・(二) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)(への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。))を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

4 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

| | |
|-----|--------------------|
| 基地局 | 陸上移動局(中継を行うものを除く。) |
| (略) | (略) |

注

1 (略)

2 二、五七五㎒を超え二、五九五㎒以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五㎒を超え二、五七五㎒以下又は二、五九五㎒を超え二、六二五㎒以下の周波数の電波を使用する法第二十七条の十三第一項の認定を受けた者のうち少なくとも一の者が使用する当該認定を受けた計画に係る基地局及び陸上移動局(中継を行うものを除く。)(の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

3 陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)(の送信装置は、陸上移動局(中継を行うものを除く。)(から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。))を中継する場合にあっては陸上移動局(中継を行うものを除く。)(の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)(への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。))を中継する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

(一)・(二) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 基地局へ送信する場合にあっては(二)の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

4 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

| | |
|-----|-------|
| 基地局 | 陸上移動局 |
| (略) | (略) |

注

1 (略)

2 二、五七五㎒を超え二、五九五㎒以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五㎒を超え二、五七五㎒以下又は二、五九五㎒を超え二、六二五㎒以下の周波数の電波を使用する法第二十七条の十三第一項の認定を受けた者のうち少なくとも一の者が使用する当該認定を受けた計画に係る基地局及び陸上移動局の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

3 陸上移動中継局の送信装置は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

(一)・(二) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)(を中継する場合)にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)(への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)(を中継する場合)にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置 基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)(への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)(を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

(一)・(二) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 基地局へ送信する場合にあつては(二)の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 基地局及び陸上移動中継局(陸上移動局へ送信する陸上移動中継局に限る。)(の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(一) チャンネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信

7 (略)

8 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。)の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

9 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は3であること。

10 陸上移動局(再生中継方式)設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。)以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三・五デシベル以下であること。

(二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

二 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信バースト長が九一・一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇二五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの(二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備

電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

7 (略)

8 陸上移動局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は陸上移動中継局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

二 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信バースト長が九一・一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一・一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値のもの(二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備

1 不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものに限る。)の無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては(二)の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては(一)の許容値を、それぞれ適用する。

(一)・(二) (略)

2 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のものに限る。)の無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては次表に定める陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては次表に定める基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(表略)

3 基地局の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(一) (略)

(二) チャネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4 送信バーストの送信時刻が設定される場合は、当該送信時刻と基地局が送信バーストを送信する時刻との偏差は(±)一〇マイクロ秒以内であること。

1 不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(送信バースト長が九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値のものに限る。)の無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては(二)の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては(一)の許容値を、それぞれ適用する。

(一)・(二) (略)

2 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次表に定めるとおりとする。ただし、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(送信バースト長が九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値のものに限る。)の無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局へ送信する場合にあつては次表に定める陸上移動局の許容値を、陸上移動局へ送信する場合にあつては次表に定める基地局の許容値を、それぞれ適用する。

(表略)

3 基地局の送信装置の相互変調特性は次のとおりとする。

(一) (略)

(二) チャネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4 送信バースト長の許容値は、第一項に規定する直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの送信バースト長の(±)一〇マイクロ秒とする。

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

- (一) (略)
- (二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が二二デシベル以下の場合

| | |
|------------|-------------------|
| 送信空中線の絶対利得 | 送信装置の空中線電力 |
| 四デシベル以下 | 二〇〇ミリワット以下(注3、注4) |
| (略) | (略) |

注

1・2 (略)

3| 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、送信する電波の一キャリア当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

4| 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるもの

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

- (一) (略)
- (二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が二二デシベル以下の場合

| | |
|------------|------------|
| 送信空中線の絶対利得 | 送信装置の空中線電力 |
| 四デシベル以下 | 二〇〇ミリワット以下 |
| (略) | (略) |

注

1・2 (略)

(2) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 基地局へ送信する場合にあつては(二)の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適

を含む。)を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)(への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。))を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

2 (略)

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一)・(二) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)(から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。))を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)(への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。))を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

4 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

(一) 二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合

| | |
|----------|--------------------|
| 基地局 | 陸上移動局(中継を行うものを除く。) |
| 二・五ミリ秒以下 | 二・五ミリ秒以下 |

(二) 二、五七五MHzを超え二、五九五MHzの周波数の電波を使用する場合

(表略)

注

1 (略)

2 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する

用する。

2 (略)

3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一)・(二) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 基地局へ送信する場合にあっては(二)の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

4 送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

(一) 二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合

| | |
|----------|----------|
| 基地局 | 陸上移動局 |
| 二・五ミリ秒以下 | 二・五ミリ秒以下 |

(二) 二、五七五MHzを超え二、五九五MHzの周波数の電波を使用する場合

(表略)

注

1 (略)

2 二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する

法第二十七条の十三第一項の認定を受けた者のうち少なくとも一の者が使用する当該認定を受けた計画に係る基地局及び陸上移動局〔中継を行うものを除く。〕の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

3 陸上移動中継局又は陸上移動局〔中継を行うものに限る。〕の送信装置は、陸上移動局〔中継を行うものを除く。〕から基地局への送信〔陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。〕を中継する場合にあっては陸上移動局〔中継を行うものを除く。〕の規定を、基地局から陸上移動局〔中継を行うものを除く。〕への送信〔陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。〕を中継する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

(一)・(二) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局〔中継を行うものを除く。〕から基地局への送信〔陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。〕を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局〔中継を行うものを除く。〕への送信〔陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。〕を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)二・五MHz及び(±)五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下

法第二十七条の十三第一項の認定を受けた者のうち少なくとも一の者が使用する当該認定を受けた計画に係る基地局及び陸上移動局の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用することとする。

3 陸上移動中継局の送信装置は、基地局へ送信する場合にあっては陸上移動局の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあっては基地局の規定を、それぞれ適用する。

5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次表に定めるとおりとする。

(一)・(二) (略)

(三) 陸上移動中継局の送信装置 基地局へ送信する場合にあっては(二)の規定を、陸上移動局へ送信する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6 基地局及び陸上移動中継局〔陸上移動局へ送信する陸上移動中継局に限る。〕の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(一) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)二・五MHz及び(±)五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャンネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下

であること。

(2) チャネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(3) チャネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置 基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

7 (略)

であること。

(二) チャネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(三) チャネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

7 (略)

8 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

9 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は3であること。

10 陸上移動局(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三・五デシベル以下であること。

(二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

四 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1・2 (略)

3 基地局の相互変調特性は次のとおりとする。

(一) 五MHzシステムのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五MHz及び(±)一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい

8 陸上移動局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

四 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1・2 (略)

3 基地局の相互変調波の電力は、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

電力の許容値以下であること。

(ロ) 一〇MHzシステムのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4 送信バースト長は、次表に定めるとおりとする。

(表略)

注

1 送信バースト長の許容値は、基地局送信バースト長にあつては(±)二マイクロ秒、陸上移動局送信バースト長にあつては(±)四マイクロ秒であること。

2 (略)

別表 (略)

4 送信バースト長は、次表に定めるとおりとする。

(表略)

注

1 送信バースト長の許容値は、基地局送信バースト長にあつては(±)四マイクロ秒、陸上移動局送信バースト長にあつては(±)二マイクロ秒であること。

2 (略)

別表 (略)